

「大学入試英語成績提供システム」参加申込みにあたって

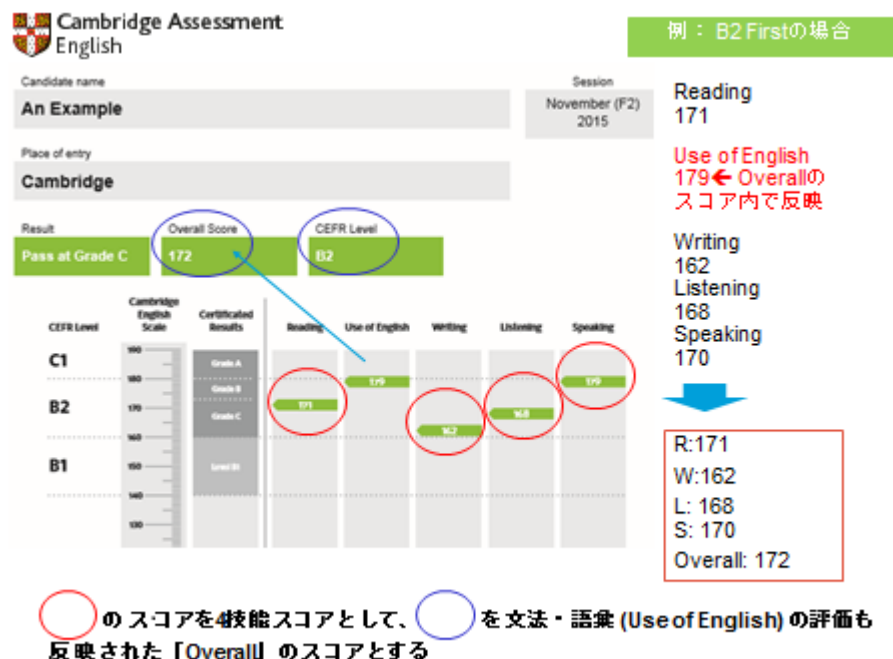
ケンブリッジ大学英語検定機構 (Cambridge Assessment English) は昨年 2017 年 12 月 20 日に「大学入試英語成績提供システム」参加申込みをしており、大学入試センターによる参加要件の確認結果は 3 月末日に発表される予定です。要件のうち、公表が求められている事項について以下のとおり情報を開示させていただきます。

	要件	公表内容
第 3	資格・検定試験実施主体に関する要件	
	1 資格・検定試験実施主体について	実施主体は、 ケンブリッジ大学英語検定機構 (Cambridge Assessment English) です。英国ケンブリッジ大学の一部門であり、上部団体のケンブリッジ・アセスメント同様、ケンブリッジ大学の非営利部門として、英語評価を専門としている機関です。 ケンブリッジ・アセスメントおよびケンブリッジ大学英語検定機構について
	2 日本国内に常設している拠点	東京オフィスのコンタクト先は こちら
	3 継続性のある組織・経営体制	ケンブリッジ・アセスメントグループとして、ケンブリッジ大学に対して報告を行っています。グループの財務年間報告書 2014-2016 年度報告書へのリンクは以下に示します。 2014 年度 2015 年度 2016 年度 (それぞれ、P24 もしくは P25 以降に当該ページあり)
	4 個人情報に関するセキュリティ管理体制の整備について	情報セキュリティマネジメントシステムを取得。 【ご参考】ケンブリッジ・アセスメントグループの 年次活動報告書 (2015-2016 年度) P.22 に ISO27001 取得について言及されています。
第 4	資格・検定試験に関する要件	
	1 日本国内において、原則として、申請日の時点において 2 年以上、英語に係る資格・検定試験が広く実施されている実績があること。	ケンブリッジ英語検定は、100 年以上の歴史ある試験で、日本では 1939 年に日本初の試験センターが横浜に誕生、1941 年に日本初の合格者が記録されました。「Key : キー」、「Preliminary : プレリミナリー」、「First : ファースト」、「Advanced : アドバンスド」、「Proficiency : プロフィシエンシー」の 5 つのレベルから成り、多様な生徒・学生の能力への適合性を満たす試験です。2009 年以降、中高生対象の「フォー・スクールズ」シリーズが加わり、学校教育との効果的な連携も可能になりました。 A2 Key/Key for Schools http://www.cambridgeenglish.org/jp/exams-and-tests/key/ B1 Preliminary/Preliminary for Schools http://www.cambridgeenglish.org/jp/exams-and-tests/preliminary/ B2 First/First for Schools http://www.cambridgeenglish.org/jp/exams-and-tests/first/ C1 Advanced http://www.cambridgeenglish.org/jp/exams-and-tests/advanced/ C2 Proficiency http://www.cambridgeenglish.org/jp/exams-and-tests/proficiency/ バナーをクリックして英語力をチェック！受検すべきレベルの目安がわかります あなたのレベルに最適な試験をチェックしよう 

2	日本国内において広く 高校生の受検実績 や大学入学者選抜に活用された実績があること。	高校生の受検者数 (2017 年度実績) ※日本で受検した 15-18 歳で「Secondary School (中等学校) の学生」と受検者情報アンケートに回答したデータに基づく Cambridge English Qualifications <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>2017年度 (2017年4月-2018年3月)</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A2 Key</td><td>115</td><td></td></tr> <tr> <td>A2 Key for Schools</td><td>1,160</td><td></td></tr> <tr> <td>B1 Preliminary</td><td>626</td><td></td></tr> <tr> <td>B1 Preliminary for Schools</td><td>2,177</td><td></td></tr> <tr> <td>B2 First</td><td>300</td><td></td></tr> <tr> <td>B2 First for Schools</td><td>22</td><td></td></tr> <tr> <td>C1 Advanced</td><td>5</td><td></td></tr> <tr> <td>C2 Proficiency</td><td>2</td><td></td></tr> <tr> <td>合計受検者数</td><td>4,407</td><td>名</td></tr> </tbody> </table>		2017年度 (2017年4月-2018年3月)		A2 Key	115		A2 Key for Schools	1,160		B1 Preliminary	626		B1 Preliminary for Schools	2,177		B2 First	300		B2 First for Schools	22		C1 Advanced	5		C2 Proficiency	2		合計受検者数	4,407	名
	2017年度 (2017年4月-2018年3月)																															
A2 Key	115																															
A2 Key for Schools	1,160																															
B1 Preliminary	626																															
B1 Preliminary for Schools	2,177																															
B2 First	300																															
B2 First for Schools	22																															
C1 Advanced	5																															
C2 Proficiency	2																															
合計受検者数	4,407	名																														
3	1 回の試験で英語 4 技能の全てを極端な偏りなく評価するものであること。また、技能別の成績をセンターに提供することが可能であること。 ただし、4 技能を極端な偏りなく評価している試験であって、テスト設計上、4 技能別の成績を示すことができない場合には、4 技能別の成績表示に最も近い方法で成績を提供することが可能であること。	結果ステートメント (Statement of Results) の内容を参照ください。 A2 Key/for Schools: http://www.cambridgeenglish.org/images/282431-cambridge-english-key-sample-statement-of-results-scale.pdf B1 Preliminary/for Schools: http://www.cambridgeenglish.org/images/282432-cambridge-english-preliminary-sample-statement-of-results-scale.pdf B2 First/for Schools: http://www.cambridgeenglish.org/images/183469-cambridge-english-first-sample-statement-of-results.pdf C1 Advanced: http://www.cambridgeenglish.org/images/183468-cambridge-english-advanced-sample-statement-of-results.pdf C2 Proficiency: http://www.cambridgeenglish.org/images/183470-cambridge-english-proficiency-sample-statement-of-results.pdf Q1. A2 Key/for Schools の全体評価 (Overall Score) について A2 Key/for Schools では、Reading (R) と Writing (W) の技能評価が合計して表示されています。全体評価 (Overall Score) は各技能の平均点ですか？ A1. 全体評価は、以下のように算出されています。 (A2 Key/for Schools の計算式は) 「$(RW + L^* + S^{**}) \div 3$」ではなく、「$(RW \times 2 + L + S) \div 4$ で四捨五入」になります。 L*: Listening, S**: Speaking <table border="1"> <thead> <tr> <th>Result</th><th>Overall Score</th><th>CEFR Level</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Pass with Merit</td><td>138</td><td>A2</td></tr> </tbody> </table> (140 x 2 + 135 + 138) ÷ 4 = 138.25 138 (サンプルのスコアは、A2 Key/for Schools の結果ステートメントより抜粋して使用)	Result	Overall Score	CEFR Level	Pass with Merit	138	A2																								
Result	Overall Score	CEFR Level																														
Pass with Merit	138	A2																														

Q2. B2 以上の 4 技能評価の報告について
B2 以上のレベルの試験には「文法・語彙(Use of English)」が 5 つ目の技能として扱われ、スコアレポート中では独立したスコアが記載されていますが、大学入試英語成績提供システムへの参加の際には、4 技能別スコアはどのように提供されますか？

A2. 5 つの技能のスコアで判断頂きたいところですが、しかしながら、今回のシステム参加要件においては 4 技能のスコアが求められていますので、以下のように 4 つの技能のスコアとしては、ケンブリッジ英語検定で通常提供している Cambridge English スケールスコアを活用頂き、全体評価(Overall)として 5 番目の技能として提供する Use of English (語彙・文法力)の要素も反映されたスコアを活用頂くことが適切と考えます。



※つまり、4 技能のスコアは、結果ステートメントにあるスコアをそのまま利用、全体評価(Overall)についても、結果ステートメントにあるスコア(上記例では 172)をそのまま活用することになります。

4 高等学校学習指導要領との整合性が図られていること。

「A2 Key」の試験は、もともと日本の高校生を対象に「読む」「書く」「聞く」「話す」の初歩的な 4 技能を測るために日本で新たに作られた試験で、当時の学習指導要領(1978 年)、国公立大学共通一次試験など、日本の教育事情を考慮して作成された試験です。また、新学習指導要領では、国の指標形式の目標において五つの領域として、「話すこと」が、「話すこと(やりとり: interaction)」、「話すこと(発表: production)」として示されることになりましたが、ケンブリッジ英語検定のスピーキングテストではすでに「やり取り」「発表」に対応しているなど、現在でも日本の学習指導要領と高い親和性が見られます。

【ご参考】[高等学校学習指導要領との整合性について](#)

5 CEFR (Common European Framework of Reference for Languages) (ヨーロッパ言語共通参照枠)との対応関係並びにその根拠となる検証方法及び研究成果等が公表されており、実施主体においてその対応関係を検証していく体制が整っていること。

ケンブリッジ英語検定は、CEFR の共著者の 1 人である Dr. Brian North が指摘したように、CEFR の初期開発に重要な役割を果たしました。

["Using the CEFR: Principles of Good Practice"\(October 2011\)](#), P28

'... the process of defining these [CEFR] levels started in 1913 with the Cambridge Proficiency Exam (CPE) that defines a practical mastery of the language as a non-native speaker. This level has become C2. In 1939, Cambridge introduced the First Certificate (FCE), which is still seen as the first level of proficiency of interest for office work, now associated with B2.' (North:2006)

「これらの[CEFR]レベルを定義するプロセスは、1913 年に非母語話者としての言語の実用的な熟達者を定義するケンブリッジ・プロフィシエンシー英語検定(CPE)とともに始まりました。このレベルは C2 と定義されました。1939 年、ケンブリッジはファースト・サーティフィケート(FCE)を導入しました。これは今でも企業が求める語学熟達度の「最初のレベル」とされ、現在はレベル B2 に関連付けられています。」(North: 2006)

「ケンブリッジ英語検定と CEFR」についてまとめた報告書は[こちら](#)を、「CEFR との対応関係と検証」については、[こちら](#)のページをご覧ください。

6	毎年度4月から12月までの間に複数回の試験を実施すること。その試験に申し込んだ受験希望者の受験機会の確保に努めること。	現在ケンブリッジ英語検定は、以下の認定試験センターで実施しています。おって、各センターの公開テストの日程等情報を掲載する予定です。																		
		<table><tr><th>試験センター</th><th>ウェブサイト</th></tr><tr><td>ケンブリッジ英語検定試験センター</td><td>こちらを参考に直接お申込みください</td></tr><tr><td>JP181 北海道試験センター</td><td>www.smileniseko.com</td></tr><tr><td>JP004 英会話教室ルナ インターナショナル</td><td>www.luna-jp004.jp/</td></tr><tr><td>JP040 株式会社ジャスティー</td><td>http://www.justycom.jp/cambridge02/index.html</td></tr><tr><td>JP026 学校法人 河合塾</td><td>https://www.kawai-juku.ac.jp/cambridge-english/</td></tr><tr><td>JP029 Z会アセスメントセンター</td><td>https://www.21ri.co.jp/cambridge/page4.html</td></tr><tr><td>JP065 近畿試験センター</td><td>www.camb-hg.com/exam/exam.htm</td></tr><tr><td>JP176 西日本試験センター</td><td>http://cambridgecentre.jp/exams/test-schedule/</td></tr></table>	試験センター	ウェブサイト	ケンブリッジ英語検定試験センター	こちらを参考に直接お申込みください	JP181 北海道試験センター	www.smileniseko.com	JP004 英会話教室ルナ インターナショナル	www.luna-jp004.jp/	JP040 株式会社ジャスティー	http://www.justycom.jp/cambridge02/index.html	JP026 学校法人 河合塾	https://www.kawai-juku.ac.jp/cambridge-english/	JP029 Z会アセスメントセンター	https://www.21ri.co.jp/cambridge/page4.html	JP065 近畿試験センター	www.camb-hg.com/exam/exam.htm	JP176 西日本試験センター	http://cambridgecentre.jp/exams/test-schedule/
試験センター	ウェブサイト																			
ケンブリッジ英語検定試験センター	こちらを参考に直接お申込みください																			
JP181 北海道試験センター	www.smileniseko.com																			
JP004 英会話教室ルナ インターナショナル	www.luna-jp004.jp/																			
JP040 株式会社ジャスティー	http://www.justycom.jp/cambridge02/index.html																			
JP026 学校法人 河合塾	https://www.kawai-juku.ac.jp/cambridge-english/																			
JP029 Z会アセスメントセンター	https://www.21ri.co.jp/cambridge/page4.html																			
JP065 近畿試験センター	www.camb-hg.com/exam/exam.htm																			
JP176 西日本試験センター	http://cambridgecentre.jp/exams/test-schedule/																			
7	経済的に困難な受験生への検定料の配慮など、適切な検定料であることを公表していること	一定の条件のもとに検定料の低減を検討中です。 詳しくは「 ケンブリッジ英語検定の受験料について 」をご覧ください。																		
8	障害等のある受験生への合理的配慮をしていることを公表していること。	ウェブサイト「 受験上の配慮 」のページをご参照ください。 Q. 受験上の配慮として一部技能の免除を行った場合、どのように成績表示されるのか。総合スコアはどのように扱われるのか。 A. 一つの技能テスト（例：リスニングテスト）が免除になった場合、そのスキルの成績の箇所に「EXEMPT」と、記載されます。 受験上の配慮が講じられた場合は、認定証のグレードの横にXが付され、裏面にその旨補記されます。ただし、EXEMPT（免除）になった場合、Cambridge English スケールスコアは免除されたスキルテスト（例：リスニングテスト）以外（例：リーディング、ライティング、スピーキングテスト）の平均値で全体評価が求められます。 「EXEMPT」免除により、全体評価にマイナスの影響が与えられることはありません。																		
9	試験監督及び採点の公平性・公正性を確保するための方策について (1) 会場ごとの実施責任者及び各室ごとの試験監督責任者に関すること (2) 受験生の所属高等学校等の教職員が採点に関わらないこと	不正防止対策の一環として、試験監督を受験生の所属高等学校等の教職員に依頼することではなく、リーフレット「 セキュリティ、一貫性、不正防止対策について 」にて案内しているように採点同様に試験監督についても利益相反による問題が生じないよう、試験センターのスタッフ、もしくは規定のトレーニングを施し、誓約書を交わした外部の人員による体制で試験運営に臨むことになっている。（以下、上記リーフレットより引用） 試験管理者・試験監督 試験管理者や試験監督は全て、人物審査に合格しており、不正行為を見破る方法など、テスト手順のすべての分野で十分なトレーニングを受けています。 採点と成績報告書発行時のセキュリティ 採点およびテスト結果を発表する前の厳正な確認など、試験実施後も高度なセキュリティ対策が取られています。 採点：ケンブリッジで一元管理 試験センターが採点を行うことはありません。スピーキングテストは、十分な訓練を受けた資格を持つ試験官によって、試験会場で採点されます。筆記試験の解答用紙は、試験終了後直ちに梱包され、ケンブリッジ本部に返送されます。 コンピュータ版テストでは、受験者のレスポンスは暗号化されケンブリッジに直接返信されます。 試験官と受験者の利益相反の防止 試験官（ライティング採点官、スピーキング試験官＜次頁表中はSEと表記＞）と受験者の間で利益相反の危険が起こらないよう、試験結果の一貫性を保証するためのシステムが確立されています。 ライティングの解答用紙は、利益相反を回避するために匿名化され、ランダムに採点官に割り当てられています。																		

10	採点の質を確保するための方策を公表していること。	- 採点に関わるプロセスについて リーディング・リスニングについては、既に自動採点システムを導入済みです。 ライティング、スピーキングテストの採点（パフォーマンス評価）については以下のとおりです。 - ライティング採点官のための完全質保証プロセス 採用、事前トレーニング、本トレーニング、採点スキル検定を含むライティング採点官のための完全質保証プロセスが構築されています。 なお、スピーキング試験官も同様の完全質保証プロセスで管理されています。 - 高機能オンライン評価システム ライティング用オンラインスクリプトを採点し、採点スキルを認証する質保証システム。同システムで採点スキル検定を実施。質保証管理の一環。 - プロフェッショナルな試験官チーム編成 ライティング採点官のパフォーマンスはチーム・リーダー(TL: Team Leaders) が監督し、さらにチームリーダーは首席試験官(PE: Principal Examiners) によって管理される。 なお、スピーキング試験官も同様の完全質保証プロセスで管理されています。 - CambridgeオンラインRM評価者システム 採点官が特定の受験者、言語グループ、出身国等に偏らないよう同システムでランダムに選出される仕組みで管理。同システムを使い、採点官の採点結果についても質と一貫性担保の観点からモニタリングを実施。採点期間中、TLおよびPEは採点の進捗状況をシステムで把握でき、必要に応じて支援を行っています。 - オンライン試験官管理システム オンライン試験官管理システム（Online Examiner Management System）と評価スペシャリストポータルサイト（Assessment Specialist Portal）でライティングおよびスピーキングの全試験官を管理します。 Cambridge English（ケンブリッジ英語検定）のスピーキング試験官の質保証システム <pre> graph TD A[新スピーキング試験官（SE）候補者のリクルート、登録] --> B[〈オンラインで自習〉事前トレーニング] B --> C[〈対面式〉試験官養成トレーニング] C --> D[〈オンライン〉認証トレーニング および、〈対面式もしくはメール・電話による〉認証トレーニング、認定後も、1年に1回実施し、2年に1回モニタリングを受ける] E[合格者のみ本部にSE資格者として登録される] F[SE資格者としてSEになる準備が完了] </pre> ■SEの質保証：主なSEの資格要件（抜粋） - 原則学士号を有していること - 教授資格（TESOL等）を有していること - 指導歴3年（1,800時間）以上で指導現場から離れていないこと* *卓越した指導歴を保証する推薦状など、学士号、教授資格のいずれかを有していなくても可能な場合あり - 英語が非母語話者（Non-native）の場合、評価するレベルより2つ上のCEFRレベルの英語力を有していることも要件の一つ 例：PET（B1）を評価する場合、SEはCAE（C1）以上の英語力を有していることが条件 ※なお、「ケンブリッジ英語検定の試験官になるには」（Become a Cambridge English examiner：英語ページ）には資格要件等の情報が記載されています。
11	不正、情報流出等の防止策及び不測の事態発生時の対処方を公表していること。	- 不正防止のための対応方策（事前）は次のとおりです。 - 試験日を世界統一日で実施。 - IDチェックの徹底* - カメラ（複写機能）、録音機能があるため、試験会場へのスマホ等の電子機器持ち込み禁止を徹底し不正防止策としている。 - 試験当日の写真撮影（First 以上は義務、その他は希望があれば撮影） （スピーキングテスト） - 待っている間、常に監視するスタッフを配置する - 動線が終わった受験者とこれから受ける受験者が重ならないよう配慮 <ID確認の要領> 以下のいずれかをIDとして提示。提示できない場合は受験を許可しない。 ①パスポート原本

		②（パスポート未取得、17歳以下の場合）事前に申請した受検者 ID フォーム（写真付き） ③国が発行している写真付き ID（マイナンバーなど） ④学校が発行する写真付き学生証（ただし、ID 用に使うための事前申請が必要） ※いずれも原本のみ可（コピー不可）。有効期限内のもののみ可。 ※宗教上の理由で受検者が顔を覆っている場合は、女性スタッフが受検者と個室へ移動して確認する。 ※ID 内容に疑念が生じた場合、ID に記載された内容を質問。答えられない場合、受検させず、責任者に連絡する。 例）ID 確認のタイミング 集合時（受付）、入室時、各テスト（コンポーネント）開始前もしくは開始後 15 分以内のタイミングで実施、リスニングテストの場合、開始後のチェックは不可なので、開始前に行う。スピーキングテストでは、待っている間と（面接の行われる部屋への）入室前の 2 回実施する。 ※対処方法については、ウェブサイト「迷惑行為・不正行為への対応」のページをご覧ください。
第 5	情報公開、第三者評価等の要件	
1	試験の内容、実施体制及びテストの信頼性・妥当性等について、第三者機関による評価又は第三者が参画する厳格な自己評価が行われていること。	当機関は次のような第三者評価機関による監査を受けています。 1）ISO9001 のための BSI（英国規格協会）による半年に 1 度の監査 2）ほぼ定期的に実施される Ofqual（イングランド政府の教育・資格の質評価に関する監督機関）による監査 3）ALTE（ヨーロッパ言語テスト協会）による 5 年に 1 度の監査 ケンブリッジのレベル別試験については、ヤングラーナーズ英語検定を含む全検定試験に ALTE の基準をクリアしている品質を保証する「Q マーク」が付与されています。次回監査は 2018 年度。 ALTE の Q マークを付与される条件である 17 の基準について、2007 年監査の様子はこちらをご覧ください。 ※CEFR との関連付けについての検証はこちらをご覧ください。